

## ○静岡市犯罪等に強いまちづくり条例

### (目的)

第1条 この条例は、犯罪等に強いまちづくりに関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策を推進するための基本となる事項を定めることにより、安心して活動することができる安全な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身又は財産に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 市民 市内に居住し、通学し、又は通勤する個人及び市内において活動する個人又は法人その他の団体をいう。
- (4) 事業者 市内において事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。

### (基本理念)

第3条 犯罪等に強いまちづくりは、市、市民及び事業者が、誰もが犯罪等により害を被り、又は他人に害を与えるおそれがあることを認識し、次に掲げる事項を基本として、それぞれの役割を果たしながら、安心して活動することができる安全な地域社会の実現を目指すものとする。

- (1) 地域社会における規範意識を高め、犯罪等に強いまちづくりへの理解を深めること。
- (2) 人と人とが交流を深め、支え合う地域社会の形成を目指すこと。
- (3) 市民及び事業者の権利を尊重し、地域の特性及び社会の情勢並びに対象となる事案の実情に応じて取り組むこと。

2 犯罪等に強いまちづくりは、市、市民及び事業者が、次に掲げる取組が相互に関連し補完し合う関係にあるという認識の下、これらを総合的に推進するものとする。

- (1) 市民が犯罪等により害を被り、又は他人に害を与えることなく平穏な生活を営むことができるよう、地域社会において犯罪等の発生を防ぐ取組
- (2) 犯罪被害者等に対して、その被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支える取組

3 犯罪等に強いまちづくりは、市、市民及び事業者が、互いの自主性及び自立性を尊重しながら協働して推進するものとする。

### (市の責務)

第4条 市は、犯罪等に強いまちづくりに関する施策を総合的に実施するものとする。

2 市は、犯罪等に強いまちづくりに関する施策を推進するため、必要な体制を整備するとともに、国、他の地方公共団体、警察その他の関係機関（以下「関係機関」という。）と相互に連携を図るものとする。

（市民の責務）

第5条 市民は、自らの規範意識を高め、犯罪等に強いまちづくりへの理解を深めるよう努めるものとする。

2 市民は、その日常生活において犯罪等に強いまちづくりに取り組むとともに、犯罪等に強いまちづくりに関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

3 市民は、地域における活動に積極的に参加し、又は協力し、互いの交流を深めることにより、犯罪等に強いまちづくりの推進に努めるものとする。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、市内における事業活動において、犯罪等に強いまちづくりに取り組むとともに、犯罪等に強いまちづくりに関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、地域社会の一員であることを認識し、地域における活動に積極的に参加し、又は協力することにより、犯罪等に強いまちづくりの推進に努めるものとする。

（基本計画の策定）

第7条 市長は、犯罪等に強いまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市の総合計画との整合を図りながら、犯罪等に強いまちづくりに関する施策の基本となる計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本計画の策定に当たっては、市民及び事業者の意見を聴取し、これを反映できるよう必要な措置を講ずるとともに、あらかじめ第14条に規定する静岡市犯罪等に強いまちづくり推進審議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（啓発活動）

第8条 市は、犯罪等に強いまちづくりに関し、市民及び事業者の意識を高め、理解を深め、及び活動を促進させるために必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

（犯罪等の発生を防ぐための取組に対する支援）

第9条 市は、第3条第2項第1号に掲げる取組を行う市民又は事業者に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(犯罪等の発生の防止に配慮した施設等)

第10条 市は、公共施設等の設置及び管理に当たり、犯罪等の発生を防ぐために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市民及び事業者は、建築物その他の施設等の設置及び管理に当たり、犯罪等の発生の防止に配慮するものとする。

3 市は、犯罪等の発生の防止に配慮した建築物その他の施設等の設置及び管理の普及に努め、市民及び事業者に対し助言その他の必要な支援を行うものとする。

(犯罪被害者等に対する配慮)

第11条 市は、市の施策の実施に当たっては、犯罪被害者等の権利を尊重し、その心情等に配慮して必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市民及び事業者は、犯罪被害者等の権利を尊重し、その名誉及び生活の平穩を害することのないよう配慮するものとする。

(犯罪被害者等に対する支援)

第12条 市は、犯罪被害者等がその被害を回復し、又は軽減し、再び平穩な生活を営むことができるよう、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、情報の提供、相談、紹介、見舞金の支給その他の必要な支援を行うものとする。

2 市は、前項の支援の実施に当たっては、関係機関、犯罪被害者等に対する支援を行う団体等と相互に連携を図るものとする。

(犯罪被害者等支援の取組に対する支援)

第13条 市は、第3条第2項第2号に掲げる取組を行う市民又は事業者に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(静岡市犯罪等に強いまちづくり推進審議会)

第14条 犯罪等に強いまちづくりに関する市の施策の総合的な推進を図るため、静岡市犯罪等に強いまちづくり推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、この条例に定めのあるもののほか、市長の諮問に応じて犯罪等に強いまちづくりに関する重要な事項を審議し、その結果を答申する。

3 審議会は、委員6人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験がある者

(2) 第3条第2項第1号に掲げる取組に携わる者

(3) 第3条第2項第2号に掲げる取組に携わる者

(4) 市民

- 5 市長は、前項第4号に掲げる委員を選任するに当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。
- 8 前各項に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に関する事項は、規則で定める。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。